

監査報告書

学校法人 大阪音楽大学
理事長 中村孝義 殿

令和元年 5月 22日

学校法人 大阪音楽大学

監事 花岡 浩二

監事 水瀧 征矢雄

私ども監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人大阪音楽大学寄附行為第10条の規定に基づき、学校法人大阪音楽大学の平成30年度（平成30年4月1日～平成31年3月31日）の業務及び財産の状況について、監査を行いました。

監査にあたり、監査法人による監査結果を踏まえるとともに、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取する等、必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、学校法人大阪音楽大学の業務及び財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上